平成23年3月10日福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定更新について

1 区外指定地域密着型サービス事業者

平成 18 年 3 月 31 日以前から、練馬区民が利用している区外指定地域密着型サービス 事業者(みなし指定事業者)について、介護保険法(平成 9 年法律 123 号)第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外のみなし指定の更新については、みなし指定にかかる被保険者のみに効力 を有することとなる。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月 日	指定更新年月日
高齢者在宅サービ	東京都豊島区	社会福祉法人	12 名	平成 17 年	平成 23 年 4 月 1 日
スセンター長崎第	長崎 6-34-10	豊島区社会福祉		4月1日	(指定有効期間満了日
二豊寿園		事業団			: 平成 29 年 3 月 31 日)